



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

261	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
262	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
263	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	2
264	〃	( 〃 ).....	2
265	〃	( 〃 ).....	3
266	〃	( 〃 ).....	3
267	〃	( 〃 ).....	3
268	〃	( 〃 ).....	4
269	〃	( 〃 ).....	4
270	〃	( 〃 ).....	5
271	〃	( 〃 ).....	5
272	〃	( 〃 ).....	5
273	〃	( 〃 ).....	6
274	〃	( 〃 ).....	6
275	〃	( 〃 ).....	6
276	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
277	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
278	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
279	道路の供用開始	( 〃 ).....	8
280	和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の一部改正	(総務事務集中課).....	8

### ○ 海区漁業調整委員会指示

1	底生水産動植物の採捕の禁止	.....	9
---	---------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300194	さくら介護サービス	新宮市千穂2-3-32	同行援護	特定なし	有限会社さくら	新宮市千穂2-3-32	令和3.3.1

和歌山県告示第262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリパワー岩出店  
和歌山県岩出市岡田199番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和2年和歌山県告示第1329号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和3年3月16日から同年4月16日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第263号

和歌山県和歌山市森小手穂・西・和田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成31年3月5日から令和2年10月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市森小手穂・西・和田の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市森小手穂・西・和田の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

和歌山県告示第264号

和歌山県和歌山市秋月の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市

- 2 調査を行った時期  
平成31年3月5日から令和2年12月9日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市秋月の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市秋月の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

---

**和歌山県告示第265号**

和歌山県田辺市本宮町本宮・本宮町請川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成31年3月25日から令和2年10月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市本宮町本宮・本宮町請川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市本宮町本宮・本宮町請川の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

---

**和歌山県告示第266号**

和歌山県田辺市本宮町大瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成31年3月25日から令和2年10月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市本宮町大瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市本宮町大瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

---

**和歌山県告示第267号**

和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成31年3月25日から令和2年10月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村廣井原の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

---

**和歌山県告示第268号**

和歌山県田辺市上の山二丁目の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和2年10月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市上の山二丁目の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市上の山二丁目の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

---

**和歌山県告示第269号**

和歌山県田辺市長野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和2年11月5日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市長野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市長野の一部地区
- 5 認証年月日

令和3年3月4日

**和歌山県告示第270号**

和歌山県新宮市高田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月25日から令和2年3月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市高田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市高田の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

**和歌山県告示第271号**

和歌山県紀の川市神通の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月1日から令和2年12月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市神通の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市神通の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

**和歌山県告示第272号**

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月2日から令和2年11月25日まで
- 3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区

5 認証年月日

令和3年3月4日

---

**和歌山県告示第273号**

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西飯降・大畑の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成30年4月2日から令和2年12月16日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西飯降・大畑の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西飯降・大畑の各一部地区

5 認証年月日

令和3年3月4日

---

**和歌山県告示第274号**

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡高野町

2 調査を行った時期

平成30年4月2日から令和2年3月24日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区

5 認証年月日

令和3年3月4日

---

**和歌山県告示第275号**

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期  
平成30年5月1日から令和2年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

**和歌山県告示第276号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市上鞆渚字奥澤233番1地先から同市上鞆渚字向地236番1地先まで	旧	3.86 } 6.57	78.28	
同上	新	3.86 } 6.57	78.28	
同上	新	5.00 } 7.92	78.40	

**和歌山県告示第277号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 紀の川市上鞆渚字奥澤233番1地先から同市上鞆渚字向地236番1地先まで

供用開始の期日 令和3年3月16日

**和歌山県告示第278号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字志賀字森前3506番2地先から同町大字志賀字森前3519番5地先まで	旧	5.04 ） 6.48	160.70	
同上	新	11.67 ） 18.48	160.70	

**和歌山県告示第279号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字志賀字森前3506番2地先から同町大字志賀字森前3519番5地先まで

供用開始の期日 令和3年3月16日

**和歌山県告示第280号**

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（変更届） 第11条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに知事が別に定める変更届を知事に提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類（第7号に掲げる事項については、第3条第8号に規定する許認可等又は届出等について証する書類を含む。）を併せて提出しなければならない。</p>	<p>（変更届） 第11条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに知事が別に定める変更届を知事に提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類（第7号に掲げる事項については、第3条第8号に規定する許認可等又は届出等について証する書類を含む。）を併せて提出しなければならない。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (和歌山県物品購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱の廃止)</p> <p>2 略 (経過措置)</p> <p>3 略 (入札参加資格の有効期間の特例)</p> <p>4 第9条の規定にかかわらず、平成30年8月1日を基準日とする入札参加資格及び令和3年8月1日以降に登録された入札参加資格の有効期間は、令和4年12月31日までとする。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 使用印鑑</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における底生水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和3年3月16日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

1 定義

この指示において「底生水産動植物」とは、知事が漁業協同組合に対し第一種共同漁業権として漁業の免許をしている底生の水産動植物をいう。

2 指示の内容

別掲の区域においては、底生水産動植物を採捕する漁業をしてはならない。ただし、3の承認を受けた場合又は3の(1)若しくは(2)に該当する場合は、この限りでない。

3 採捕の承認

別掲の区域において底生水産動植物を採捕する漁業をしようとする者（以下「採捕者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。（2）において「規則」という。）第4条に規定する許可を受けた者が採捕する場合
- (2) 規則第47条第1項に規定する許可を受けた者が試験研究等のために採捕する場合

4 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 別掲の区域に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 採捕しようとする底生水産動植物の種類について、令和3年3月以前に別掲の区域において採捕を反復継続して行った実績があり、かつ、当該資源の保護培養及び当該資源を利用する漁業との調整の上で支障がなく、適当な採捕計画であること。

## 5 制限又は条件

## (1) 法令等を遵守する義務

採捕者は、漁業法、和歌山県漁業調整規則等水産関係法令を遵守しなければならない。

## (2) 承認証の携帯の義務

承認を受けた者は、当該承認に係る採捕を行うときは、承認証を船舶内に備え付け、又は自ら携帯しなければならない。

## (3) 標旗の掲揚

採捕に使用する船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

## (4) 採捕実績の報告

承認を受けた採捕者は、採捕終了後、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

## (5) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。

## (6) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養又は漁業調整の上で必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

## (7) その他の制限又は条件

その他委員会が必要と認めるときは、(1)から(6)までのほか、更に制限を加え、又は条件を付すことがある。

## 6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、底生水産動植物採捕承認事務取扱要領に定める。

## 7 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## 別掲

## (1) 次の基点第11号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、紀の川河口にあっては北島橋下流端、市堀川河口にあっては下流第二橋梁下流端並びにその他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第11号 和歌山市加太磯ノ浦界に設置した標識

基点第12号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港内港堤防基部に設置した標識

基点第13号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港一文字防波堤基部に設置した標識

ア イから田倉崎までの見通し線と基点第11号から兵庫県沼島南端までの見通し線との交点

イ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$   $1,600\text{m}$ の点

ウ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$  の方位線と基点第13号から $339^{\circ} 54'$  の方位線との交点

## (2) 次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、マリーナシティの西堤防南端及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第40号 和歌山市毛見布引界に設置した標識

基点第42号 和歌山市毛見御前岩に設置した標識

基点第44号 海南埋立地西護岸北西端に設置した標識

基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識

基点第50号 海南市冷水下津町界に設置した標識

エ 基点第40号から $258^{\circ} 20'$   $1,000\text{m}$ の点

オ エからホまでの見通し線上 $100\text{m}$ の点

カ 基点第42号から $305^{\circ} 30'$   $464\text{m}$ の点

キ	基点第42号から296° 00′ 416mの点
ク	基点第42号から327° 30′ 218mの点
ケ	基点第42号から334° 00′ 200mの点
コ	基点第42号から338° 00′ 178mの点
サ	基点第42号から340° 30′ 150mの点
シ	基点第42号から339° 00′ 123mの点
ス	基点第42号から235° 00′ 50mの点
セ	基点第42号から205° 20′ 82mの点
ソ	基点第42号から186° 30′ 119mの点
タ	基点第42号から172° 00′ 155mの点
チ	基点第42号から159° 40′ 190mの点
ツ	基点第44号から269° 00′ 215mの点
テ	基点第44号から262° 00′ 179mの点
ト	基点第44号から249° 30′ 163mの点
ナ	基点第44号から236° 00′ 170mの点
ニ	基点第44号から227° 30′ 200mの点
ヌ	基点第46号から353° 30′ 300mの点
ネ	基点第46号から345° 30′ 252mの点
ノ	基点第46号から332° 00′ 234mの点
ハ	基点第46号から318° 20′ 256mの点
ヒ	基点第46号から311° 00′ 303mの点
フ	基点第46号から296° 00′ 973mの点
ヘ	ホからエまでの見通し線上765mの点
ホ	基点第50号から339° 20′ 500mの点

(3) 次のマ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、基点第47号及び基点第48号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにその他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識

基点第47号 海南港北防波堤先端に設置した標識

基点第48号 海南港南防波堤先端に設置した標識

マ	基点第46号から15° 30′ 290mの点
ミ	基点第46号から8° 00′ 291mの点
ム	基点第46号から356° 30′ 258mの点
メ	基点第46号から352° 30′ 240mの点
モ	基点第46号から348° 54′ 231mの点
ヤ	基点第46号から325° 30′ 190mの点
ユ	基点第46号から318° 00′ 177mの点
ヨ	基点第46号から236° 00′ 230mの点